

令和6年10月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和6年10月10日 午後2時40分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和6年10月10日 午後3時15分

3 委員氏名

(1)出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	松崎 富幸	吉村 和真
中野 修一	渡 俊次	船越 寛治	魚谷千代子
青谷 強	安部 勇児	薄 剛	渋田 安広
西崎 博文	吉村 博文	松尾 茂樹	

(2)欠席者

松田 正吉

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	長井 啓子
係	笹野項之輔
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 利用権の設定（農用地利用集積計画の公告）

議案第4号 利用権の設定（農地中間管理事業の推進に関する法律第19条）

報告第1号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後2時40分開会

○事務局長（ 君） 現地確認のほう、お疲れさまでした。

ただいまから、令和6年10月定例農業委員会総会を始めます。

その前に、ちょっと議案のほうの差替えがございます。机の上に、こちらの計画平面図を置かせていただいております。

差替えの箇所につきましてですが、先ほど現地確認のほうをしていただきました議案書の13ページをお願いします。こちらの議案の第2号、農地法第5条、申請番号10—11、戸建て住宅の分譲6区画につきましてです。こちらのほう、16ページをお願いいたします。こちらの計画平面図になります。

委員の皆様には議案書を配付させていただきました後に、上下水道課と申請者の間で、汚水排水について、当初の浄化槽から公共下水道に接続することで協議が整いまして、計画変更したい旨のお申出がございましたことから、今回、差替えをさせていただきます。

当初の計画では、現地でも御指摘いただきました、戸建て住宅と書いてある、見にくいんですけども、前面の道路の間にあります四角、丸が2つある、これが浄化槽ですけど、こちらがなくなりまして、前面の公共下水道につながるというような計画変更になります。

詳細につきましては、議案の御説明で行いますので、お手数ですけどもよろしく願いいたします。

引き続きまして、本日の定例総会開催に当たり、出席者の確認をいたします。

本日、高田の■■■■委員から欠席の御連絡をいただいております、筈内の■■■■委員は少し遅れられるということで連絡をいただいております。

本日の出席委員数は19名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件をいたしておりますことから、本会議が成立していることを報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。以降の進行につきましては、■■■■会長、よろしく願いします。

○議長（■■■■君） それでは、お疲れさまでした。秋の気候のいい状態になってきましたけど、今から夏の疲れがどっと出て、体調不良を起こされるかもしれませんので、十分注意して生活を送っていただきますようお願いします。

.....

○議長（■■■■君） それでは、議事録署名人を■■■■委員と■■■■委員をお願いいたします。

.....

○議長（■■■■君） それでは、議事に入っていきたいと思います。

第1号議案農地法3条について、事務局、説明をお願いします。

○係（■■■■君） それでは、議案の説明に入ります。

農地法第3条の許可申請、申請番号10—9について説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により、譲受人は親子間

の贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢41歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は20年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、露地野菜等の栽培を行っております。所有する農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、野菜移植機、軽トラック等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の5ページを御覧ください。青柳町にある平田団地の南側に位置する斜線部の9筆になっております。

今後の申請地における営農計画としましては、水稻の作付を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 議案の説明が終わりました。意見等ある方は挙手でお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、決を取らねばですね。決が要るんですね。賛成される方は挙手でお願いします。 は。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成ということで、次、10—10の説明をお願いいたします。

○係（ 君） 農地法第3条の許可申請、申請番号10—10について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により、譲受人は親子間での贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢42歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は15年と伺っております。農業経営状況としましては、果樹の栽培を行っております。所有する農機具はトラクター、管理機、草刈り機、噴霧機、散布機、軽トラック等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の6ページを御覧ください。青柳町にある平田団地の西側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、水稻の作付を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。御意見等ありましたら挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決を取ります。挙手にてお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

次、10—11の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号10—11について御説明させていただきます。

議案書の2ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢55歳で、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は約6年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、露地野菜等の栽培を行っておられます。農機具はトラクター、田植え機、コンバインについては、高田地区管理の農機具を使用し、軽トラックは所有をしておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の7ページを御覧ください。久保の交差点の北側に位置する、斜線部の18筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、水稻の作付を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。御意見等ある方は挙手でお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

次、10—12の説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号10—12について説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。申し訳ありません。今回の申請は、農地法3条の申請により、譲受人は親子間の贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢38歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は9年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、露地野菜等の栽培を行っておられます。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の8ページを御覧ください。久保の太郎丸交差点の南側に位置する斜線部の5筆になります。

今後の申請地における営農計画としましては、水稻の作付を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等あります方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

10—13の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号10—13について説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により、譲受人は親子間の贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢38歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は9年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、露地野菜等の栽培を行っております。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の9ページを御覧ください。青柳町にある託乗寺の西側2筆。10ページ、青柳小学校の西側の2筆。11ページ、久保の太郎丸交差点の西側の3筆。12ページ、古賀中学校の北側の9筆、計16筆になります。

今後の申請時における営農計画としましては、水稻の作付を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） 事務局説明終わりました。御意見等ある方は挙手でお願いします。

○委員（ 君） ちょっと教えて欲しいんですけど、同じ申請者なんですね、これ。13と12。これをやっぱり分ける必要があるんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 3条の申請の12は、 と さんと2分の1名義になっているため別々に提出されておりますので、2つに分けております。

○委員（ 君） 分かりました。

○議長（ 君） よろしいですか。それでは、ほかに意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決をお願いします。挙手にてお願いします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長 () 君) 全員賛成。

.....

○議長 () 君) それでは、議案第2号農地法第5条の説明を事務局、お願いします。

○係 () 君) それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号10—11について説明いたします。

議案書の13ページを御覧ください。今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、戸建て住宅に転用する内容になっております。また、開発面積1,000m²以上で3区画以上の都市開発のため、市の指導要綱の対象となり、関係機関と協議が整っていることから、農地法の申請に至っております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の14ページを御覧ください。申請地は、筵内にある城ノ谷池の西側に位置する斜線部の2筆です。敷地面積につきましては、全体で1,829m²で、そのうち、農地面積は1,068m²になっております。なお、申請地につきましては、市街化調整区域になりますが、県開発許可条例により筵内区指定区域内のため、戸建て住宅等の建築が可能となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は地目で分断されていることから、第2種農地として判断しております。

次に、計画図等について説明いたします。15ページの現況図、16ページは、先ほど差し替えのあった計画平面図になります。17ページに断面図を記載しております。

差し替えのあった16ページの計画平面図を御覧ください。計画としましては、申請地内に戸建て住宅6棟として使用いたします。

次に、雨水排水について説明いたします。雨水排水につきましては、それぞれの区画から、新設の道路側溝に集水し、西側の雨水桝を通して河川へ排水する計画になっております。雨水排水につきましては、それぞれの区画から、新設の公共桝を通して前面道路に埋設する下水管を通して、西側の市道の公共下水道に接続し、排水いたします。

次に、切土・盛土について御説明いたします。17ページを御覧ください。申請地内におきまして、切土が最大で20cm程度、盛土はございません。隣地との境界につきましては、北側と西側、東側にコンクリートブロック積みによる土止めと、土砂等の流出防止を行う計画になっております。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。地元からは、令和6年9月4日付で、無条件での承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員の署名捺印を頂いていることか

ら、事務局で受理しております。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしく願いいたします。

○委員（ 君） 今日、遅れまして申し訳ありません。

筵内区域で、ただいま事務局より御説明がありましたが、本年6月16日に開発委員会、そして9月4日に農区の協議委員会を開催しております。

現地確認をいたしました結果、周りに田はなく住宅地であり、問題ないこと判断し、農区長との確認ももらっています。御審議、よろしく願いします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。意見等ある方は挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。挙手にてお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成ということです。

.....

○議長（ 君） 3号議案について、利用権の設定、説明をお願いします。

○係（ 君） では、議案第3号について御説明いたします。

18ページを御覧ください。農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項により、市町村は農業委員会の決定を受けて農業地利用集積計画を定めることができるとなっておりますことから、今回、議案を上程いたしました。

今回、新規で1件の申出がっております。

それでは御説明いたします。申請番号10—57、青柳町にごございます1筆、744m²。貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年10月11日から令和10年12月末までの貸借りとなっております。

本利用権設定については、区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、市にて受理いたしております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等ありましたら挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。挙手にてお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

.....

○議長（ 君） 続きまして、第4号議案利用権の設定。

○係長（ 君）　ここで、先ほど申し述べました、4号議案の理解を深める意味で、ちょっと議事を一旦休憩させていただいて、事前の説明を、薦野の基盤整備に係る貸し借りの関係で、来月も所有権の移転等がございますので、ちょっと事前に説明を事務局としてさせていただいたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（ 君）　どうぞ。

○係（ 君）　一旦休憩にさせていただいて。

○議長（ 君）　休憩に入ります。

午後3時05分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（ 君）　それでは休憩を終了します。

事務局、説明をお願いします。

○係（ 君）　それでは、議案第4号について御説明いたします。

19ページを御覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項及び第2項により、農地中間管理機構は市町村等に対して農業地等の保有及び利用に関する情報提供、農業地利用集積等促進計画案の作成等を求めることができるとなっており、農地中間管理機構の求めに応じて、今回議案を提案いたしました。

今回、変更で13件の申出がっております。

本申請は13件、全てが薦野清滝地区の圃場整備事業に伴う借受人の変更を行うもので、今後の事業進捗に係る農地の売買に必要な手続となっているところです。各申請の申請地、貸付人、変更後の借受人は記載のとおりで、全て令和24年4月末までの貸借りとなっております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君）　意見等ございましたら挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君）　ないようでしたら、採決に移ります。挙手にてお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君）　全員賛成。

.....

午後3時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員